

(様式 1 号)

入札参加資格審査申請書

年 月 日

泉南郡田尻町長 様

共同企業体の名称

代表者 所 在 地

商号又は名称

氏 名 (印)

この度、下記工事に係る制限付一般競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工 事 名 田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事

2. 添 付 書 類 ①本申請書の写し（受付用）
②類似の施工実績調書（様式第 2 号）
③監理技術者配置予定調書（様式 3 号）
④一般競争入札参加資格審査資料（様式 4 号）
⑤最新の経営事項審査結果通知書の写し
⑥入札参加資格審査通知書の返信用封筒（返信先を記載し、404 円切手を貼った長形 3 号封筒）

受 付 印

(様式2号)

類似の施工実績調書

年 月 日

泉南郡田尻町長 様

共同企業体の名称

代表者 所 在 地

商号又は名称

氏 名 (印)

工 事 名	
Corins 登録番号	
工 事 場 所	
工 期	
契 約 金 額	
工 事 概 要 (構造・規模等)	
発 注 機 関	
発 注 形 態	単 体 ・ 共同企業体 (出資比率 %)

※ 施工実績を証明する書類（契約書、施工内容を確認できる図面）の写しを添付すること。

(様式 3 号)

監理技術者配置予定調書

		商号又は名称
本工事に配置予定の監理 技術者の氏名及び雇用年 月日		氏 名：
		雇用年月日： 年 月 日
法令による 資格・免許		
工 事 経 歴 概 要 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	
	工事概要	

- (注) 1. 資格を証明する国家資格者証、監理技術者資格者証（両面）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。【A 4 サイズ】
2. 技術者は申請期限日前に 3 ヶ月以上雇用関係にある者に限ります。
3. 基本的に過去 5 年以内の工事経歴を記載すること。

(様式 4 号) (代表構成員用)

一般競争入札参加資格審査資料(誓約書)

商号又は名称 _____ (印)

○田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事の入札参加資格確認申請を提出するにあたり、以下にある要件を全て満たしていることを誓約しますか。

(はい ・ いいえ)

- (1) 建設業法第 27 条の 23 の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値 (P 点) が 1, 166 点以上であること。
- (2) 令和 7・8 年度の田尻町入札参加資格審査申請において、建築一式工事を第 1 希望業種として申請し、令和 7 年度建設工事業者名簿に登録されていること。
- (3) 建築一式工事について、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定による特定建設業の許可を受け、かつ、田尻町入札参加資格を得てから 3 年を経過している者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの期間に田尻町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の期間中でないこと、かつ、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分期間中でないこと。
- (6) 本工事に建設業法に基づく管理技術者を配置できる者であること。
- (7) 田尻町暴力団排除条例 (平成 24 年田尻町条例第 10 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条第 1 項 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (9) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。
- (10) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立【同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。) に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立を含む。】をしていない者又は更生手続開始の申立をなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更正

手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立をしなかった者又は更生手続開始の申立をなされなかった者とみなす。）

- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。）
- (12) 入札参加資格確認申請時において、田尻町が発注した工事を施工中でないこと。
- (13) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

①本工事に係る設計業務等の受託者とは、株式会社 中尾建築事務所である。

②当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社とは、次のア又はイのいずれかに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を越える出資をしている建設業者。

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(様式 4 号) (代表構成員以外の構成員用)

一般競争入札参加資格審査資料(誓約書)

商号又は名称 _____ (印)

○田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事の入札参加資格確認申請を提出するにあたり、以下にある要件を全て満たしていることを誓約しますか。

(はい ・ いいえ)

- (1) 建設業法第 27 条の 23 の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値 (P 点) が 936 点以上であること。
- (2) 令和 7・8 年度の田尻町入札参加資格審査申請において、建築一式工事を第 1 希望業種として申請し、令和 7 年度建設工事業者名簿に登録されていること。
- (3) 建築一式工事について、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定による特定建設業の許可を受け、かつ、田尻町入札参加資格を得てから 3 年を経過している者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの期間に田尻町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の期間中でないこと、かつ、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分期間中でないこと。
- (6) 本工事に建設業法に基づく管理技術者を配置できる者であること。
- (7) 田尻町暴力団排除条例 (平成 24 年田尻町条例第 10 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条第 1 項 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (9) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。
- (10) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立【同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。) に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立を含む。】をしていない者又は更生手続開始の申立をなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更正

手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立をしなかった者又は更生手続開始の申立をなされなかった者とみなす。）

- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。）
- (12) 入札参加資格確認申請時において、田尻町が発注した工事を施工中でないこと。
- (13) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

①本工事に係る設計業務等の受託者とは、株式会社 中尾建築事務所である。

②当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社とは、次のア又はイのいずれかに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を越える出資をしている建設業者。

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(様式5号)

入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書

年 月 日

泉南郡田尻町長 様

共同企業体の名称

代表者 所 在 地

商号又は名称

氏 名 (印)

年 月 日付け入札参加資格確認通知書により、参加資格が無い旨通知を受けた件について、理由に説明を求めたく提出します。

記

工 事 名 田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事

(様式 6 号)

設計図書に関する質問書

年 月 日

泉南郡田尻町長 様

共同企業体の名称

代表者 所 在 地

商号又は名称

氏 名 (印)

田尻町発注の田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事に係る設計図書について、
質問書を提出します。

質問項目	質問内容（具体的な内容）

※質問がない場合においても、質問がない旨本書面を用い F A X 送信してください。